



## ● ● ● IASBのリース会計基準の ● ● ● 再公開草案の概要が明らかに ● ● ● 貸手の会計処理も単一モデルに変更へ

**現**在、IASB（国際会計基準審議会）は、「リース」に関する再公開草案を公表する方向で検討を行っているが、その概要が明らかとなった。借手の会計処理については公開草案どおり単一の使用权モデルを採用する方向だが、貸手の会計処理については、検討中であるものの、単一の「債権・残存資産アプローチ」を採用する方向となっている。

### 借手の処理は公開草案と同様に

IASBとFASB（米国財務会計基準審議会）は、リース会計基準の見直しを進めており、平成22年8月に公開草案「リース」を公表している。現行のリース会計基準では、リース取引に係る借手の会計処理について、ファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引に分類しているが、公開草案では、単一の使用权モデルに基づき会計処理することが提案されている。

検討中の再公開草案でも、公開草案と同様、単一の使用权モデルを適用することとしている。具体的には、当初に使用权資産とリース料支払義務を認識。当初認識後、実効金利法を用いてリース料支払債務を測定し、規則的な方法で使用权資産を償却することとしている。

また、貸手の会計処理については、公開草案によれば、①履行義務アプローチ（リースにより貸手は原資産の使用する権

利を借手に与える結果、新たな資産と負債が生じるとする考え方）、②認識中止アプローチ（リースにより貸手は借手に原資産のリース期間にわたる経済的便益を移転するとする考え方）の2つのアプローチを使い分ける複合モデルが提案されている。

再公開草案では、公開草案とは異なり、借手の処理と同様、単一の「債権・残存資産アプローチ」を採用する方向となっている。具体的には、当初にリース債権と残存資産を認識。リース料債権は現在価値で、残存資産は原資産の帳簿価額の配分コストとして当初に測定する。当初認識後、実効金利法を用いてリース料債権を測定し、残存資産をリース期間にわたって増価させる。移転した使用权資産に係る利益が合理的に確実であれば、リースの開始日に当該利益を認識する。一方、確実でなければ、リース期間にわたって当該利益を認識することになる。

### 開示は簡素化へ

開示に関しては、公開草案と同様、「変動リース料の算定基礎・算定条件」「更新、解約オプションの存在・条件」「まだ開始していないリースの主要な条件に関する情報」については、再公開草案でも開示を要求している。その一方、「購入オプションの存在・条件」「当初直接費用」については開示を不要とする方向だ。